

令和6年度札幌市特別奨学生募集要項

1 札幌市特別奨学金について

札幌市特別奨学金は、生活が困難になっている世帯の経済的自立を図ることを目的に、その世帯の生徒に対し技能習得に要する学資（奨学金）を支給するものです。

なお、本制度の技能習得資金及び支度資金には、退学など要件を欠いた場合を除き、返済の義務はありません。

2 申請の対象者（(1)～(5)のすべてを満たす必要があります）

(1) 世帯の経済的自立のための技能習得を目指して、次のいずれかで学ぶ（見込みの）方であること。

ア 高等学校の職業学科（農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉）

または総合学科のうち技能の習得が見込まれるもの

イ 高等専門学校

ウ 特別支援学校（高等部）のうち普通科以外の学科（これに準ずるものを含む）

エ 技能の習得を目的とする専修学校（高等課程または中学卒業後に進む場合の一般課程）

オ 技能の習得を目的とする各種学校等（高等学校相当課程）

(2) 世帯（住民票上、別の世帯で生計を一にしている方を含む）の月額収入（総支給額）が、原則として生活保護法による保護の基準に定める金額の1.5倍以内であること。

【参考 収入の上限の目安】

ア 一般世帯（家族3人の場合）

父40歳・母38歳・子14歳 → 月収 328,710円

イ 母子世帯（家族2人の場合）

母38歳・子14歳 → 月収 306,555円

ウ 身体障がい者がいる世帯（家族3人で、家族の中に障がい者・1級の方が1人いる場合）

父40歳・母38歳・子14歳 → 月収 368,925円

※なお、収入の基準は、世帯の人数や年齢構成等で異なります。

(3) 生徒本人又は本人を養育している方が住民基本台帳法に基づき札幌市の住民基本台帳に登録されていること。

(4) 品行方正であること。

(5) 生徒が技能を習得することにより世帯の経済的自立が可能と認められること。

3 奨学金の支給額

(1) 技能習得資金（月額）	国公立	5,000円
	私立	8,000円
(2) 支度資金（1年生入学時のみ1回）	国公立	10,000円
	私立	15,000円

4 募集人員

200名程度

5 申請の受付期間・場所

(1) 受付期間 令和5年11月16日（木）～令和5年12月15日（金）

※申請書類の不備や添付書類の不足等があると受け付けられない場合がありますので、お早めに申請されますようお願いいたします。

(2) 受付時間 8:45～17:15（最終日は17:00まで）

(3) 受付場所 お住まいの区の区役所の保健福祉部 保健福祉課 地域福祉係

※申請書類の内容について、聞き取りさせていただく場合がありますので、原則として申請者の保護者の方が御提出ください。

6 申請書類（記入に当たっては記入例を御覧ください）

(1) 様式1「特別奨学金申請書」

世帯構成欄には、特別奨学金の支給を受けようとする生徒及び生徒と同居している方（住民票上、別世帯の方を含む。）のほか、別居している方で生徒と生計を一にしている方を含めた全員を記入してください。

(2) 様式2-1「収入状況調書（給与収入・事業収入）」

収入のある方1人につき1枚提出してください。

様式1「特別奨学金申請書」の世帯構成欄に記載した全員が記載対象となります。

給与収入を得ている方は、所定の欄に雇用主の証明を受けてください。ただし、証明を受けるのが困難な場合に限り、給与明細の写しなど、収入額を確認できる書類をもって雇用主の証明に代えることができます。

(3) 様式2-2「収入状況調書（その他の収入）」

公的扶助や年金等の収入、受け取った養育費等の額を御記入ください。

様式1「特別奨学金申請書」の世帯構成欄に記載した全員が記載対象となります。

また、記入額が確認できる書類（年金の振込通知書等）の写しを添付してください（養育費については確認書類不要）。

(4) 様式4「調査意見書」

各学校長に記入を依頼し、学校で封入封印されたもの（区担当職員が開封しますので、提出前に開封しないでください。）。

※申請書類は、札幌市のホームページよりダウンロードすることができます。

札幌市公式ホームページ 札幌市特別奨学金のページ

https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/guide/kodomo-boshi/jigyo_07.html

7 添付書類

(1) 世帯全員の住民票

様式1「特別奨学金申請書」の世帯構成欄に記載した全員が提出対象となります。

「世帯主の氏名・続柄」、「本籍・筆頭者」が漏れなく記載され、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

住民票は、請求書の使用目的欄に、特別奨学金の申請に使用する旨を記載しますと、無料で発行されます（他市町村に住民登録のある方の住民票については有料）。請求の際は、運転免許証やパスポートなど官公署発行の写真付き証明書、健康保険証や年金手帳など、御本人であることを確認できるものが必要となります。

札幌市の住民票の請求書は、上記ホームページからダウンロードすることができます。

(2) 障害者手帳の写し等

下記の各種障害者手帳をお持ちの方や、障害年金等を受けている方が同じ世帯（住民票上、別世帯で生計を一にしている方を含む）にいる場合、収入状況の判定の基準となる「生活保護法による基準」に加算がつきますので、手帳の写しや年金の種類及び等級が分かる書類の写しを提出してください（奨学金の支給額には影響しません）。

[各種手帳を保有している場合]

	身体障害者手帳			精神障害者保健福祉手帳		療育手帳	
等級	1級	2級	3級	1級	2級	A	B

[障害年金等を受給している場合]

	障害年金		特別児童扶養手当	
等級	1級	2級	1級	2級

(3) その他

生徒と住民票上の住所が同一でありながら、生計を別にしてしている方がいる場合には、申請に当たり、生活状況等を記した「申立書」を別途御提出いただきますので、申請書の提出前に御連絡いただくか、上記の札幌市公式ホームページよりダウンロードして御使用ください。その場合にも、収入状況調書の記載や住民票の提出は必要です。

過去に専修学校（高等課程）、各種学校（高等課程相当）、特別支援学校（高等部）、または高等学校を中退したことがある方や留年した方等は、申請に当たり、別途「理

由書」等を御提出いただきますので、申請書の提出前に御連絡いただくか、上記の札幌市公式ホームページよりダウンロードして御使用ください。

8 奨学生の選定結果の通知

2月中旬に札幌市子ども未来局 子育て支援部 子育て支援課から郵送で通知します。

9 その他

- (1) この奨学金は、年度ごとに申請する必要があります。
- (2) 生活保護を受給されている方は、生業扶助（高等学校等就学費）との調整が必要となる場合がありますので、事前に担当のケースワーカーに御相談ください。
- (3) 「札幌市特別奨学金」と、札幌市教育委員会が所管している「札幌市奨学金」を併給することはできませんので御注意ください（双方の奨学生に選定された場合は、どちらか一方を選択して受給していただきます）。

なお、札幌市奨学金の受給状況の確認のため、札幌市子ども未来局が、札幌市教育委員会に対し、申請者の氏名・生年月日・住所等の情報を提供することがあります。

10 問合せ先（お住まいの区の保健福祉課地域福祉係等）

中央区役所	保健福祉課 地域福祉係	(代表) 231-2400 (直通) 205-3301
北 区役所	保健福祉課 地域福祉係	(代表) 757-2400 (直通) 757-2470
東 区役所	保健福祉課 地域福祉係	(代表) 741-2400 (直通) 741-2459
白石区役所	保健福祉課 地域福祉係	(代表) 861-2400 (直通) 861-2443
厚別区役所	保健福祉課 地域福祉係	(代表) 895-2400 (直通) 895-2465
豊平区役所	保健福祉課 地域福祉係	(代表) 822-2400 (直通) 822-2451
清田区役所	保健福祉課 地域福祉係	(代表) 889-2400 (直通) 889-2034
南 区役所	保健福祉課 地域福祉係	(代表) 582-2400 (直通) 582-4734
西 区役所	保健福祉課 地域福祉係	(代表) 641-2400 (直通) 641-6942
手稲区役所	保健福祉課 地域福祉係	(代表) 681-2400 (直通) 681-2478
札幌市役所 子ども未来局 子育て支援課 手当給付係		(直通) 211-3944